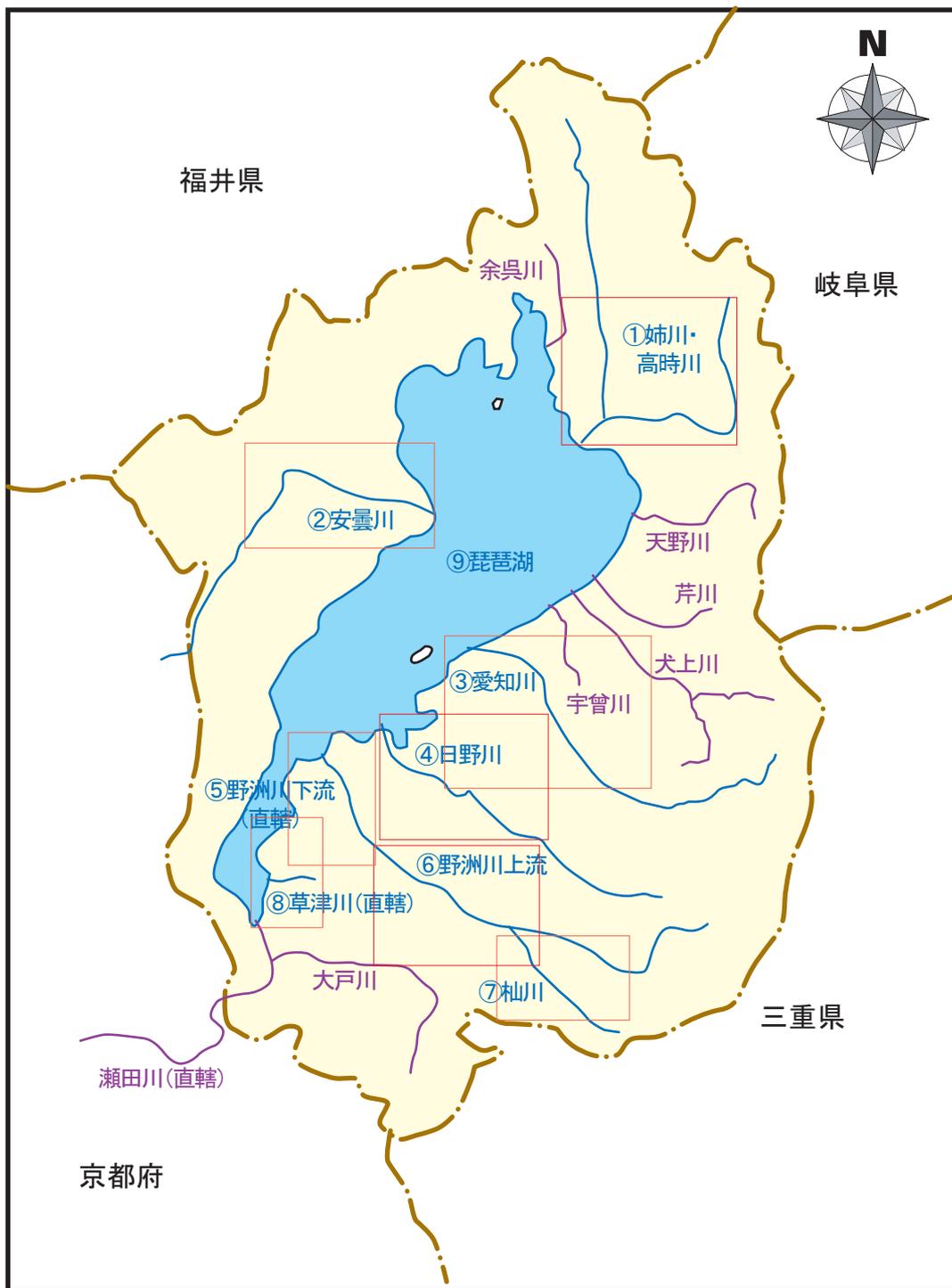


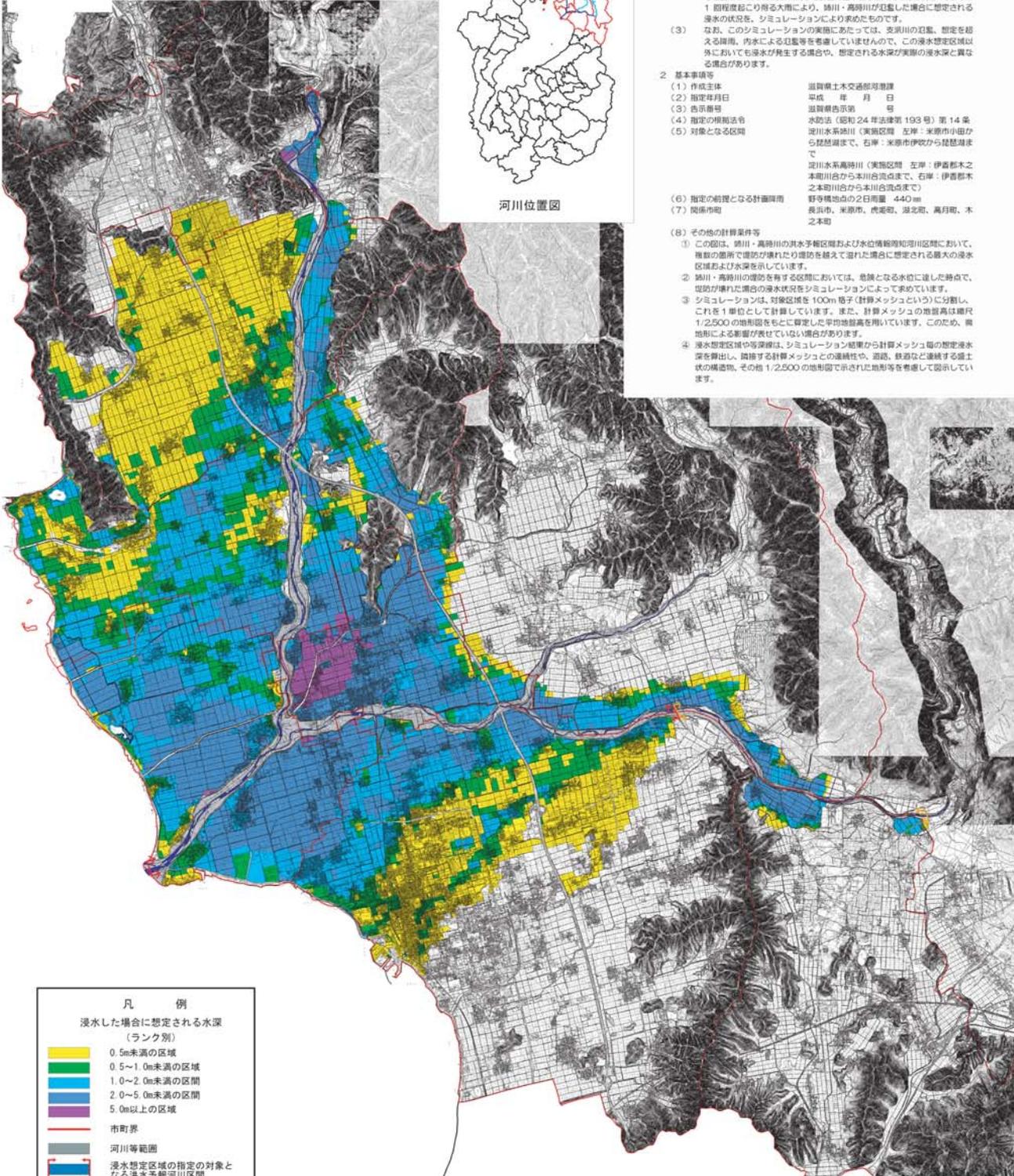
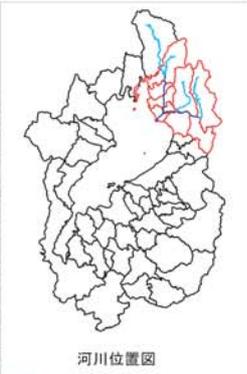
滋賀県下で公表されている
浸水想定区域図集

この資料は、国土交通省近畿地方整備局琵琶湖河川事務所、および滋賀県土木交通部河港課により既に公表されている浸水想定区域図を集めたものです。



- 浸水想定区域を公表している河川
(本資料に浸水想定区域図を掲載)
- 今後、浸水想定区域を公表する予定の河川

① 姉川・高時川 浸水想定図



浸水想定区域図について

- 1 説明文
 - (1) この図は、淀川水系姉川・高時川の洪水予報区域および水位情報周知河川区域について、水防法の規定により指定された浸水想定区域と、当該区域が浸水した場合に想定される水深その他を示したものです。
 - (2) この浸水想定区域等は、指定時点における姉川・高時川の河道の整備状況等を勘案して、洪水防衛に関する計画の基本となる期間である概ね100年に1回程度起こり得る大雨により、姉川・高時川が氾濫した場合に想定される浸水の状況を、シミュレーションにより求めたものです。
 - (3) なお、このシミュレーションの実施にあたっては、変流川の氾濫、想定を超える降雨、内海による冠水等も考慮していませんので、この浸水想定区域以外においても浸水が発生する場合があります。想定される水深が実際の浸水深と異なる場合があります。
- 2 基本事項等

| | |
|-------------|---|
| (1) 作成主体 | 滋賀県土木交通部河川課 |
| (2) 指定年月日 | 平成 年 月 日 |
| (3) 告示番号 | 滋賀県告示第 号 |
| (4) 指定の根拠法令 | 水防法（昭和24年法律第193号）第14条 淀川水系姉川（実施区域 左岸：米原市小田から陸奥町まで、右岸：米原市伊吹から陸奥町まで） |
| (5) 対象となる区域 | 淀川水系高時川（実施区域 左岸：伊香郡木之本町川合から本川合流点まで、右岸：伊香郡木之本町川合から本川合流点まで） |
- (6) 指定の前提となる計画降雨
野寺橋地点の2日雨量 440mm
- (7) 関係市町
長浜市、米原市、虎姫町、湖北町、高月町、木之本町
- (8) その他の計算条件等
 - ① この図は、姉川・高時川の洪水予報区域および水位情報周知河川区域において、灌漑の態様で灌漑が壊れたり灌漑を越えて溢れた場合に想定される最大の浸水区域および水深を示しています。
 - ② 姉川・高時川の灌漑を有する区域においては、危険となる水位に達した時点で、灌漑が壊れた場合の浸水状況をシミュレーションによって求めています。
 - ③ シミュレーションは、対象区域を100m格子（計算メッシュ）という1分割し、これを1単位として計算しています。また、計算メッシュの地盤高は標尺1/2,500の地形図をもとに算定した平均地盤高を用いています。このため、微地形による影響が表れていない場合があります。
 - ④ 浸水想定区域や等深線は、シミュレーション結果から計算メッシュ毎の想定浸水深を算出し、隣接する計算メッシュとの連続性や、道路、鉄道など連続する硬土状の構造物、その他1/2,500の地形図で示された地形等を考慮して図示しています。

凡 例

浸水した場合に想定される水深
(ランク別)

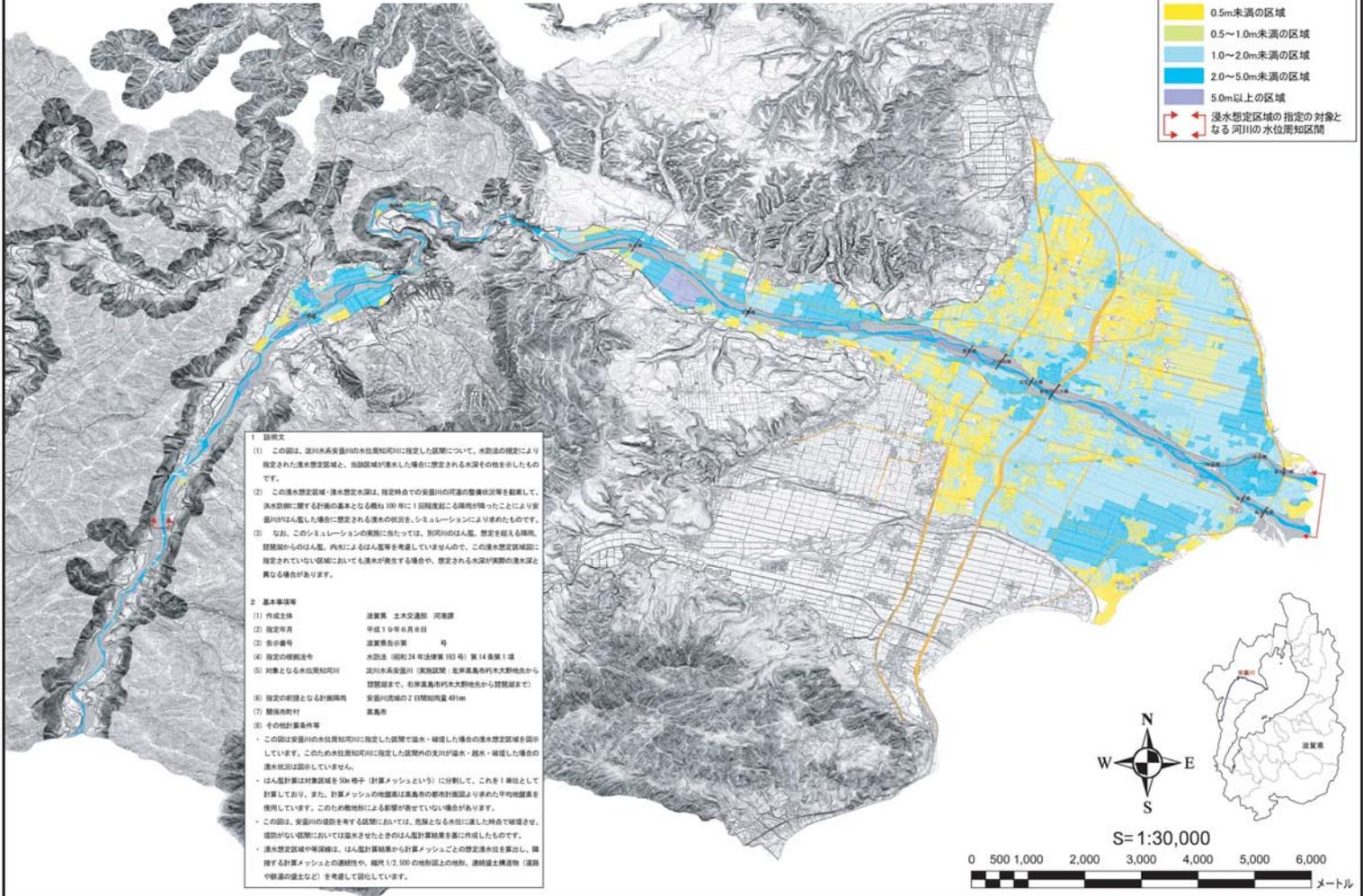
| | |
|--|---------------|
| | 0.5m未満の区域 |
| | 0.5～1.0m未満の区域 |
| | 1.0～2.0m未満の区域 |
| | 2.0～5.0m未満の区域 |
| | 5.0m以上の区域 |

市町界
 河川等範囲
 浸水想定区域の指定の対象となる洪水予報河川区間
 浸水想定区域の指定の対象となる水位情報周知区間



② 安曇川 浸水想定区域図

- 凡 例**
- 浸水した場合に想定される水深
(ランク別)
- 0.5m未満の区域
 - 0.5～1.0m未満の区域
 - 1.0～2.0m未満の区域
 - 2.0～5.0m未満の区域
 - 5.0m以上の区域
- 浸水想定区域の指定の対象となる
河川の水位周知区間



説明文

(1) この図は、河川水高安曇川の水位周知河川に指定した区間について、水防法の規定により指定された浸水想定区域と、当該区域が浸水した場合に想定される水深その他を示したものです。

(2) この浸水想定区域・浸水想定水深は、指定時点での安曇川の河川の態様状況等を勘案して、洪水防制に関する計画の基本となる概ね100年に1回程度起こる確率が得たことにより安曇川に人混みした場合に想定される浸水の状況をもシミュレーションにより求めたものです。

(3) なお、このシミュレーションの実施に当たっては、河川のはん水、想定を超える降雨、経路からのはん水、内水によるはん水等を考慮していませんので、この浸水想定区域に指定されていない区域においても浸水が発生する場合があります。想定される水深が実際の浸水深と異なる場合があります。

2 基本事項等

| | |
|------------------|---|
| (1) 作成主体 | 滋賀県 土木交通部 河湾課 |
| (2) 指定年月 | 平成19年6月8日 |
| (3) 告示番号 | 滋賀県告示第 号 |
| (4) 指定の根拠法令 | 水防法（昭和24年法律第193号）第14条第1項 |
| (5) 対象となる水位周知河川 | 河川水高安曇川（実施区域：左岸高島町村木大野地先から野原まで、右岸高島町村木大野地先から野原まで） |
| (6) 指定の前提となる計画降雨 | 安曇川流域の2日間計画雨量40mm |
| (7) 関係自治体 | 高島市 |

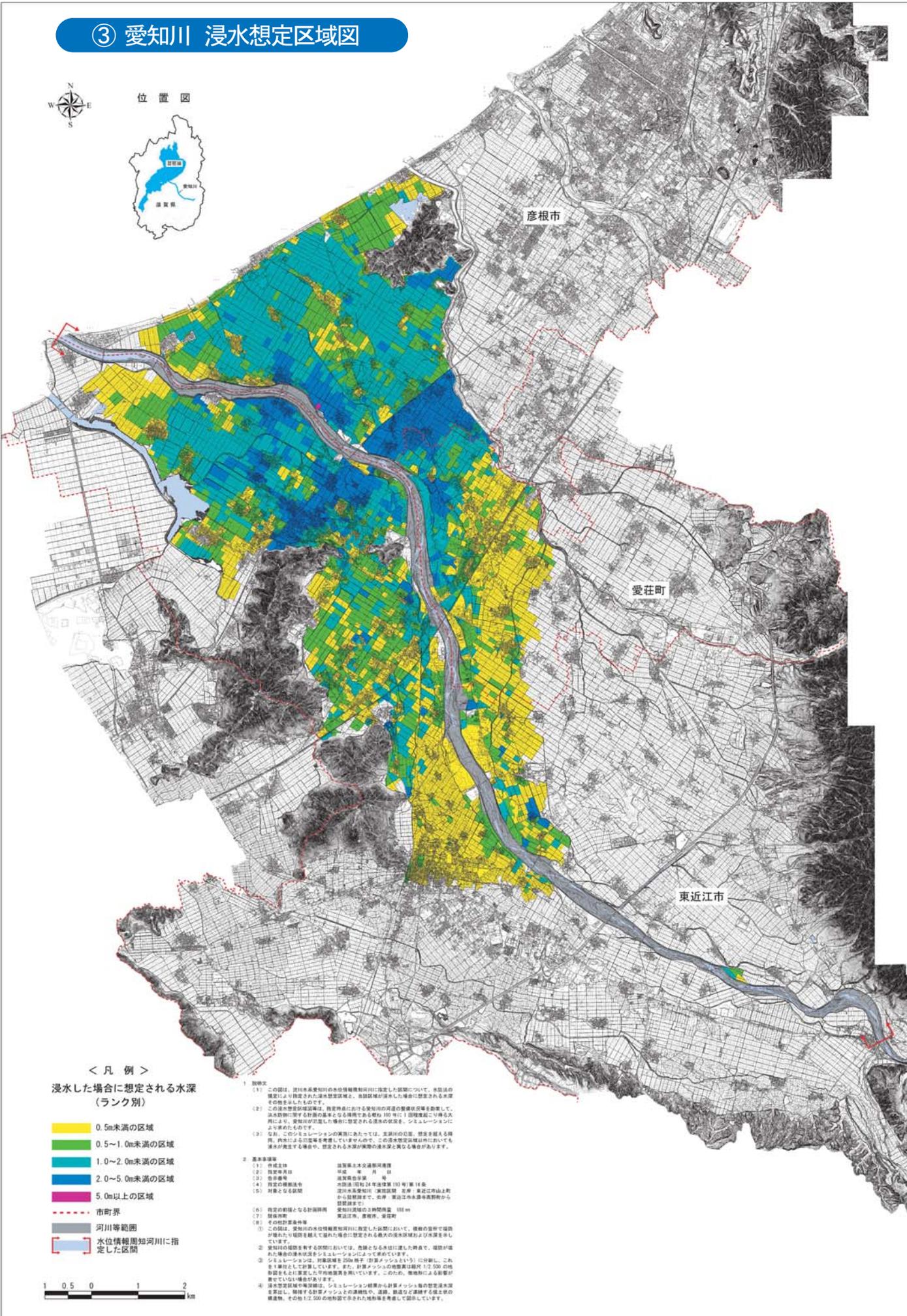
(8) その他計算条件等

- この図は安曇川の水位周知河川に指定した区間で洪水・浸水した場合の浸水想定区域を示しています。このため水位周知河川に指定した区間外の支川が洪水・浸水・浸水した場合の浸水状況は図示していません。
- はん水計算は対象区域を500格子（計算メッシュという）に分割して、これを1単位として計算しており、また、計算メッシュの地形高は高島市の都市計画図より求めた平均地形高を採用しています。このため地形制による影響が表れていない場合があります。
- この図は、安曇川の堤防を有する区間においては、危険となる水位に達した時点で破綻させ、堤防がない区間においては溢水させたときのはん水計算結果を基に作成したものです。
- 浸水想定区域や水深は、はん水計算結果から計算メッシュごとの想定浸水水位を算出し、隣接する計算メッシュとの連続性や、概尺1/2,500の地形図上の地形、連続した構造物（道路や鉄道の橋土など）を考慮して図化しています。

③ 愛知川 浸水想定区域図



位置図



< 凡例 >

浸水した場合に想定される水深
(ランク別)

- 0.5m未満の区域
- 0.5~1.0m未満の区域
- 1.0~2.0m未満の区域
- 2.0~5.0m未満の区域
- 5.0m以上の区域

- 市町界
- 河川等範囲
- 水位情報周知河川に指定した区間



説明文

(1) この図は、愛知川水系愛知川の水位情報周知河川に指定した区間について、水防法の規定に基づき想定された浸水想定区域と、浸水想定が深くなった場合に想定される水深その他の情報を示したものです。

(2) この浸水想定区域図は、高度利用における愛知川の河川の浸水想定を考慮して、洪水想定に関する情報の基となる情報である毎時100年に1回降雨量に等しい降雨大川により、愛知川が氾濫した場合に想定される浸水の状況を、シミュレーションにより算出したものです。

(3) なお、このシミュレーションの実績にあたっては、愛知川の位置、想定される降雨、内河川による浸水等を考慮していませんので、この浸水想定区域図内においても浸水が想定される場合は、想定される実際の浸水の状況と異なる場合があります。

※ 基本事項

| | |
|------------------|--|
| (1) 作成主体 | 滋賀県土木交通河川課 |
| (2) 図表年月日 | 平成 年 月 日 |
| (3) 図表作成者 | 滋賀県河川課 |
| (4) 図表の標準水位 | 水防法(昭和24年法律第193号)第14条 |
| (5) 対象となる区間 | 愛知川水系愛知川(浸水想定区域) 彦根市 東近江市山崎町から彦根市まで、東岸 東近江市湯島野原から彦根市まで |
| (6) 指定の範囲となる計画降雨 | 愛知川水系の計画降雨 100mm |
| (7) 浸水範囲 | 東近江市、彦根市、愛荘町 |
| (8) その他注意事項 | |

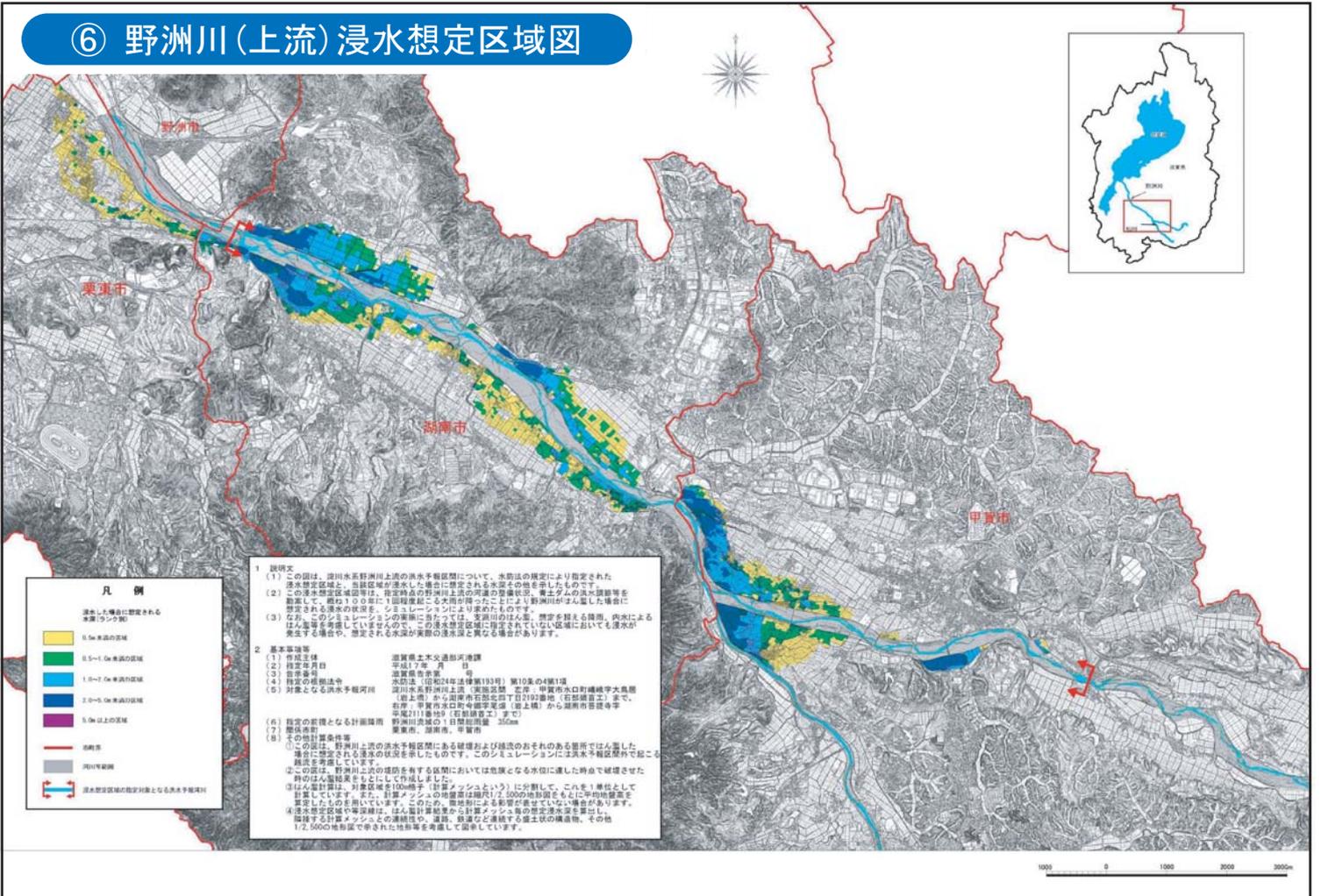
(9) この図は、愛知川の水位情報周知河川に指定した区間において、浸水の箇所や浸水が深くなり浸水が継続した場合には想定される最大の浸水状況および水深を示しています。

(10) 愛知川の堤防を有する区間においては、危険となる水位に達した時点で、堤防が壊れた場合の浸水想定はシミュレーションによって算出されています。

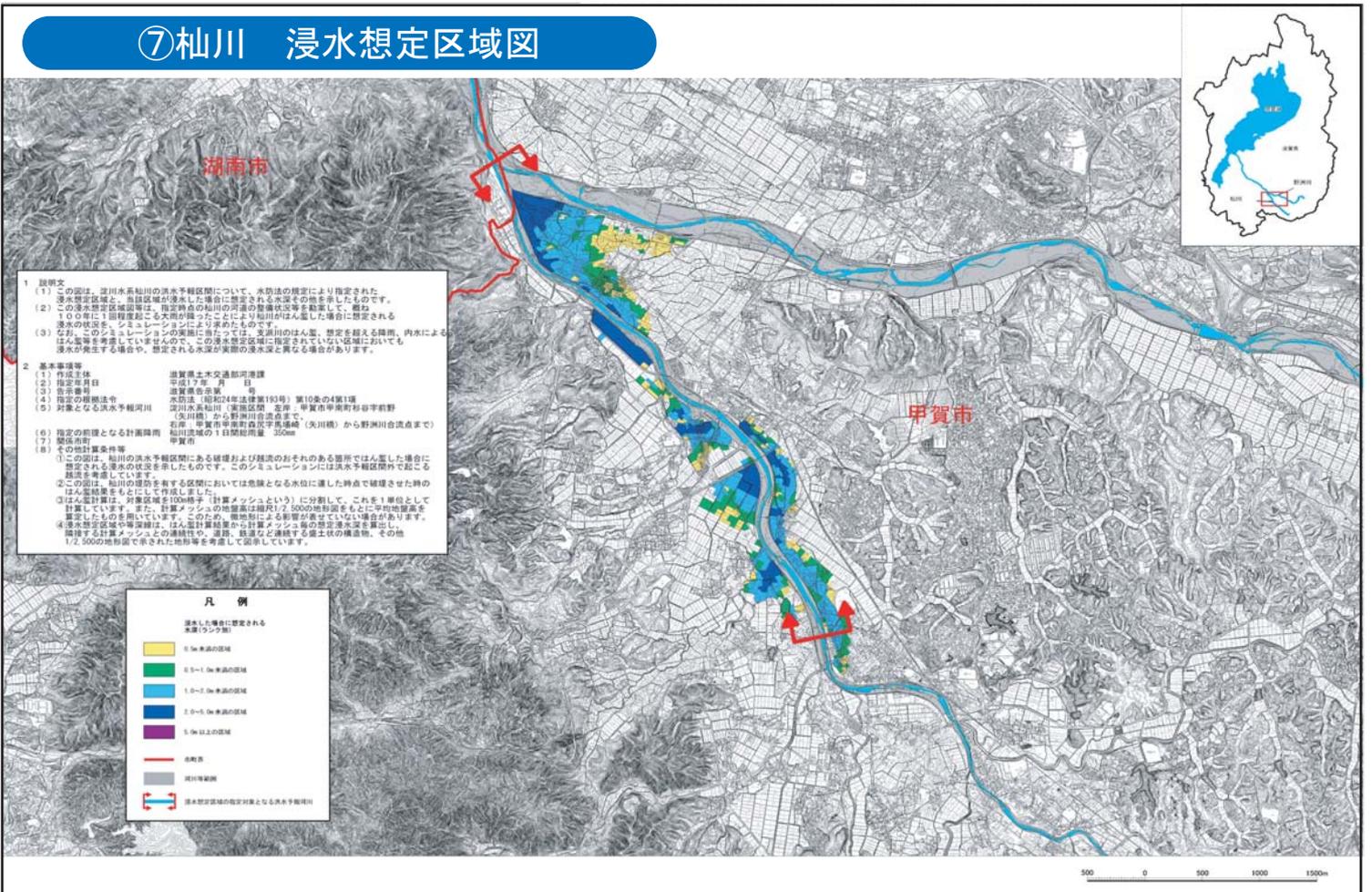
(11) シミュレーションは、対象区域を250m格子(約2.5mメッシュ)に分割し、これを基本単位として計算しています。また、計算メッシュの境界線は概ね1:2,500の地形図をもとに算出した地形図を基としています。このため、地形図による境界が誤っていない場合があります。

(12) 浸水想定区域の算出には、シミュレーション結果から計算メッシュ毎の想定浸水深度を抽出し、積算する計算メッシュとの連続性や、道路、橋渡りを通する浸水状態の連続性、その他1:2,500の地形図で示された地形情報を考慮して図示しています。

⑥ 野洲川(上流) 浸水想定区域図



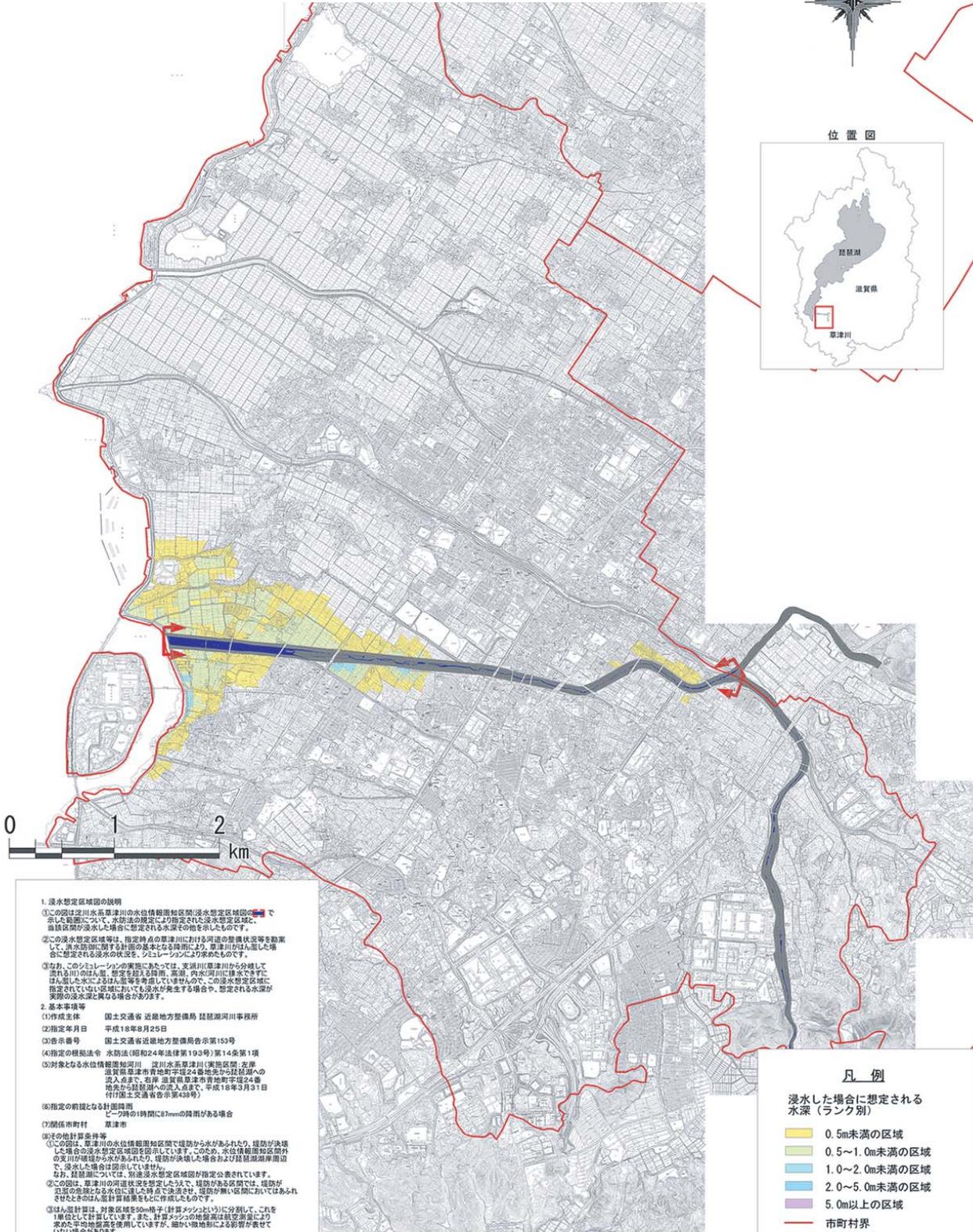
⑦ 杣川 浸水想定区域図



⑧草津川 浸水想定区域図



位置図



1. 浸水想定区域図の説明

①この図は、茨城県草津川の水位情報周知区域(浸水想定区域図)で示した範囲において、水防法の規定により指定された浸水想定区域、指定区域が浸水した場合に想定される水深そのものを示したものです。

②この浸水想定区域等は、指定時点の草津川における河道の整備状況等を勘案して、洪水想定に際する計画の基本となる降雨により、草津川がはん濫した場合に想定される浸水の状況、シミュレーションにより算出したものです。

③なお、このシミュレーションの実施にあたっては、支須川(草津川から分岐して流れる川)のはん濫、想定を超える降雨、暴風、内水(河川に排水できずに、ばたけし水によるはん濫を発生している)のため、この浸水想定区域に指定されていない区域においても浸水が発生する場合や、想定される水深が実際の浸水深と異なる場合があります。

2. 基本事項

(1)作成主体 国土交通省 近畿地方整備局 琵琶湖河川事務所
 (2)指定年月日 平成18年8月25日
 (3)告示番号 国土交通省近畿地方整備局告示第153号
 (4)指定の根拠法令 水防法(昭和24年法律第193号)第14条第1項
 (5)対象となる水位情報周知河川 茨城県草津川(実施区域:左岸 湯賀原草津市青地町字深谷4番地先から琵琶湖への流入地点まで、右岸 湯賀原草津市青地町字深谷24番地先から琵琶湖への流入地点まで、平成18年8月31日付(国土交通省告示第430号))

(6)指定の前提となる計画降雨 1時間10mmの降雨がある場合

(7)関係市町村 草津市

⑧その他の計算条件

①この図は、草津川の水位情報周知区域で堤防から水があられたり、堤防が決壊した場合の浸水想定区域図を示しています。このため、水位情報周知区域外の河川(琵琶湖)から水があられたり、堤防が決壊した場合および琵琶湖湖岸周辺で、浸水した場合は図示していません。
 なお、琵琶湖については、別途浸水想定区域図が指定公表されています。

②この図は、草津川の河床状況を想定したうえで、堤防がある区域では、堤防が近隣の農地となる水位に達した時点で決壊せず、堤防が無い区域においてはあらかじめ想定した計算結果をもとに作成したものです。

③この浸水想定区域図は、対象区域を60m×60m(計算メッシュ)に分割して、これを1単位として計算しています。また、計算メッシュの地盤高は航空写真により求めた平均地盤高を使用していますが、細かい微地形による影響が表せていない場合があります。

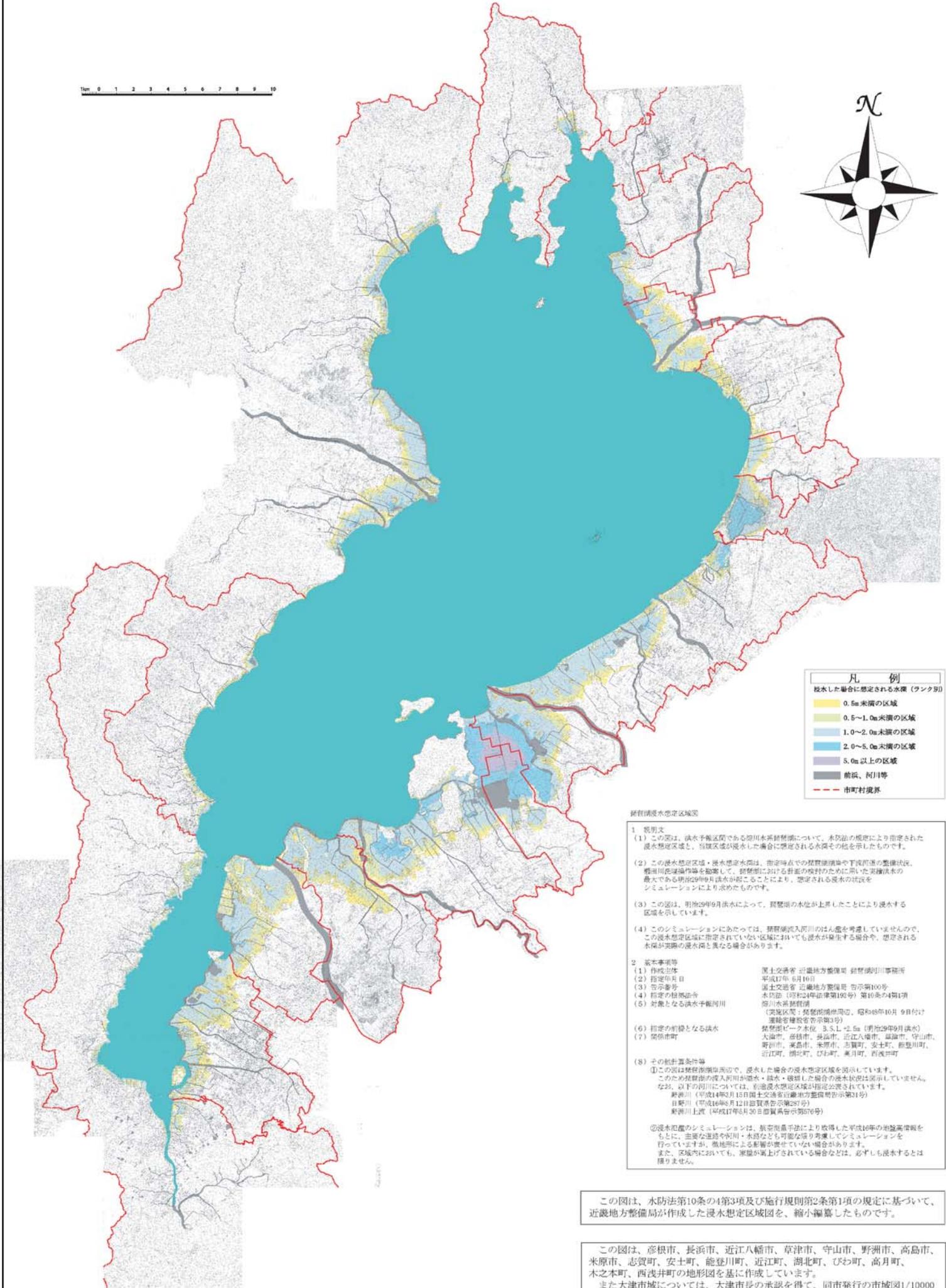
④浸水想定区域や等深線は、はん濫計算結果から計算メッシュ毎の想定浸水水位を算出し、隣接する計算メッシュとの連続性を、幅尺1/2,500の地形図上の地形、建設土壌条件(道路や新築の土壌)を考慮して図示しています。

⑤この図は、関係市町村の承認を経て、関係市町村の1/2,500の地形図を使用して図示しています。

- 凡例**
- 浸水した場合に想定される水深(ランク別)
- 0.5m未満の区域
 - 0.5~1.0m未満の区域
 - 1.0~2.0m未満の区域
 - 2.0~5.0m未満の区域
 - 5.0m以上の区域
 - 市町村界
 - 河川等範囲
 - 浸水想定区域の指定対象となる水位情報周知河川

⑨ 琵琶湖浸水想定区域図

10m 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10



| 凡 例 | |
|----------------------|---------------|
| 浸水した場合に想定される水深（ワンク別） | |
| ■ | 0.5m未満の区域 |
| ■ | 0.5～1.0m未満の区域 |
| ■ | 1.0～2.0m未満の区域 |
| ■ | 2.0～5.0m未満の区域 |
| ■ | 5.0m以上の区域 |
| — | 前浜、河川等 |
| - - - | 市町村境界 |

琵琶湖浸水想定区域図

- 1 説明文
 - (1) この図は、洪水予報区域である淀川水系琵琶湖について、水防法の規定により指定された浸水想定区域と、当該区域が浸水した場合に想定される水深その他のを示したものです。
 - (2) この浸水想定区域・浸水想定水深は、指定時点での琵琶湖湖床や下流河川の整備状況、琵琶湖川底埋没等を勘案して、琵琶湖における計画の設計のために用いた最大洪水の最大である明治29年9月洪水が仮定することにより、想定される浸水の状況を示すシミュレーションにより求めたものです。
 - (3) この図は、明治29年9月洪水によって、琵琶湖の水位が上昇したことにより浸水する区域を示しています。
 - (4) このシミュレーションにあたっては、琵琶湖流入河川のはん壺を考慮していませんので、この浸水想定区域に指定されていない区域においても浸水が発生する場合は、想定される水深が実際の浸水深と異なる場合があります。
- 2 基本事項等

| | |
|-----------------|---|
| (1) 作成主体 | 国土交通省 近畿地方整備局 琵琶湖河川事務所 |
| (2) 指定年月日 | 平成17年 6月16日 |
| (3) 告示番号 | 国土交通省 近畿地方整備局 告示第100号 |
| (4) 指定の根拠法令 | 水防法（昭和24年法律第190号）第40条の4第1項 |
| (5) 対象となる洪水予報河川 | 淀川水系琵琶湖 （実施区域：琵琶湖湖床周辺、昭和48年10月 9日付け運輸省建設省告示第3号） |
| (6) 指定の前浜となる洪水 | 琵琶湖ピーク水位 3.5L+2.5m（明治29年9月洪水） |
| (7) 関係市町 | 大津市、彦根市、長浜市、近江八幡市、福井市、守山市、野洲市、米原市、木曽町、玉置町、安土町、能登川町、近江町、御坊町、びわ町、高月町、西浅井町 |
- 3 その他計算条件等
 - ① この図は琵琶湖湖床周辺で、浸水した場合の浸水想定区域を示しています。このため琵琶湖の流入河川が溢水・洪水・破損した場合の浸水状況は表示していません。なお、以下の河川については、別途浸水想定区域が指定されています。
 - 新川（平成14年3月15日国土交通省近畿地方整備局告示第31号）
 - 日野川（平成16年5月12日国土交通省告示第287号）
 - 新川上流（平成17年5月30日国土交通省告示第570号）
 - ② 浸水想定シミュレーションは、数値解析法により取得した平成16年の地盤調査情報をもとに、主要な道路や河川・水路なども可能な限り考慮してシミュレーションを行っています。微地形による影響が想定されていない場合があります。また、区域外においても、東風が吹き上げられている場合は、必ずしも浸水するとは限りません。

この図は、水防法第10条の4第3項及び施行規則第2条第1項の規定に基づいて、近畿地方整備局が作成した浸水想定区域図を、縮小編纂したものです。

この図は、彦根市、長浜市、近江八幡市、草津市、守山市、野洲市、高島市、米原市、志賀町、安土町、能登川町、近江町、湖北町、びわ町、高月町、木之本町、西浅井町の地形図を基に作成しています。
また大津市域については、大津市長の承認を得て、同市発行の市域図1/10000を使用し、調整したものです。（承認番号 平17大都第67号）